二まで、六一七の一五、六一七の一六、六一七の三一、六一七の三二、六一七の三四から六一七の三九まで、六一七の四一、六一七の四三、六一七の四五から六一七の四八まで、六一七の五〇、六一七の五六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町芳川字フルセ四二六の一、四二六の一四から四二六の二八まで、字ムクロウジ四二四の一から四二四の一九まで、四二四の二一、四二四の二五から四二四の二七まで、四二四の二九から四二四の三二まで、四二四の三四、四二四の三五、四二四の三九、字下谷山四二三の一、四二三の二、四二三の四、四二三の五、四二二の一から四二二の一七まで、四二三の一九から四二三の二四まで、四二三の二七、字弓引ノ畝四二五の一から四二五の三まで、四二五の七から四二五の九まで、四二五の一一、字上長四一九の一から四一九の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町相去字カキノキサコ六九四の一、六九四の五から六九四の九まで、字カクレサコ六九八の一、六九八の二、六九八の六から六九八の八まで、字カタキ山六九六の五、六九六の八から六九六の一二まで、六九六の一五、六九六の一六、字シダ尾谷山六五〇の一、六五〇の二、六五〇の五から六五〇の七まで、六五一の一、字セイモト山六九九の一、六九九の四から六九九の七まで、字ツルイノ谷六三四の一、六三四の三から六三四の七まで、六三四の九、六三四の一〇、六三四の一二、六三四の一六から六三四の二一まで、六三六、字ナシリ山六四八の一、六四八の三、六四九、字バショ山七〇五の一、七〇五の四、字モモノ畝七〇六の一、七〇六の四、七〇六の五、字ヤシキ山七〇二の一、七〇二の三から七〇二の六まで、字ユルタニ山六二八の一、六二八の四、六二八の六、六二八の一三から六二八の一五まで、六二八の一七、六二八の一八、六二八の二〇、六二八の二一、六二八の二三、六二八の二四、字奥屋敷山六四〇の一から六四〇の三まで、六四〇の五から六四〇の一五まで、六四一の一から六四一の四まで、字黒見山六三七の一、六三七の二、六三八、六三九の一から六三九の一二まで、字札場山六九〇の一、六九〇の二、六九〇の四、六九〇の六、六九〇の七、字小森山六二七の一、六二七の三から六二七の六まで、六二七の八から六二七の一三まで、字上札場山六九二の一、六九三、字大平山六九五の一、六九五の三から六九五の八まで、字大本谷山六八六の一、六八九の一、六八九の三から六八九の五まで、六八九の七から六八九の一〇まで、字中谷山六四七の一から六四七の四まで、字椿木山六九七の一から六九七の一二まで、字明畑山六四二の一、六四二の三、六四二の四、六四三の一、六四三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町打井川字ニッチ一六〇九の二から一六〇九の七まで、一六〇九の一一から一六〇九の三九まで、字市ノ又山六七一の一、六七一の二、一六一〇、一六一一の一から一六一一の三まで、一六一一の八、一六一一の一〇から一六一一の一七まで、一六一一の一九、一六一一の二四から一六一一の二六まで、一六一一の二八から一六一一の三一まで、一六一一の三三、一六一一の四九から一六一一の五一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町野々川字一本木四一三の七から四一三の一〇まで、四一三の一五から四一三の一八まで、四一三の二一、四一三の二三から四一三の二六まで、字奥堂谷四一〇の七から四一〇の一〇まで、四一〇の一三から四一〇の三三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡四万十町井崎字カケヂ一二八の一、字タキタロ一一三一、字ハチガモリ一一三二の一二、一一三三の三三から一一三二の四二まで、字ヒキヂ一二九、字ミイダバ一一二四の五、一一二四の一五から一一二四の二三まで、一一二五、字三ノ又口一一〇六の一、一一